

# Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2022 年 12 月 23 日号



< Index >			
国際課税（デジタル課税等）	1	グローバル・ミニマム課税への対応	P. 1
	2	外国子会社合算税制等の見直し	P. 7

## はじめに

令和 4 年 12 月 16 日、与党より令和 5 年度与党税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12 月 23 日に閣議決定された<sup>1</sup>。

本ニュースレター「令和 5 年度税制改正の詳解」では、大綱の項目のうち、法人に関する分野（法人課税一般、国際課税など）を中心に、図解等を用いて詳しく解説する。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和 5 年 3 月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

<sup>1</sup> 12 月 23 日閣議決定後に追記

## 国際課税（デジタル課税等）

### 1. グローバル・ミニマム課税への対応

#### (1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）の基本的な仕組み

##### 1) 納税義務者

内国法人（公共法人を除く）は、各対象会計年度（下記 6)参照）の国際最低課税額（下記(2)参照）に対する法人税を納める義務があることとされる。

##### 2) 課税の範囲

特定多国籍企業グループ等（下記 3)参照）に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされる。

##### 3) 特定多国籍企業グループ等の範囲

特定多国籍企業グループ等は、企業グループ等（次に掲げるものをいい、多国籍企業グループ等※1 に該当するものに限る）のうち、各対象会計年度の直前の 4 対象会計年度のうち 2 以上の対象会計年度の総収入金額が 7 億 5,000 万ユーロ相当額以上であるものとされる。

①	連結財務諸表等に財産及び損益の状況が連結して記載される会社等及び連結の範囲から除外される一定の会社等に係る企業集団のうち、最終親会社※2 に係るもの
②	会社等（上記①に掲げる企業集団に属する会社等を除く）のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの

※1 「多国籍企業グループ等」とは、上記①に掲げる企業グループ等に属する会社等の所在地国（その会社等の恒久的施設等がある場合には、その恒久的施設等の所在地国を含む）が 2 以上ある場合のその企業グループ等その他これに準ずるもの及び上記②に掲げる企業グループ等をいう。

※2 「最終親会社」とは、他の会社等の支配持分を直接又は間接に有する会社等（他の会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限る）をいう。

##### 4) 所在地国の判定

所在地国は、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域とされる。

区分	国又は地域
① 会社等（導管会社等を除く）	次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域 (i) 国又は地域の法人税又は法人税に相当する税に関する法令において課税上の居住者とされる会社等・・・その国又は地域 (ii) (i)に掲げる会社等以外の会社等・・・その会社等が設立された国又は地域
② 導管会社等※	その設立された国又は地域
③ 恒久的施設等	恒久的施設等の類型に応じて定める他方の国

※ 最終親会社等（上記 3)①の最終親会社及び上記 3)②に掲げる会社等をいう）であるもの又は国若しくは地域の租税に関する法令において国際最低課税額に対する法人税に相当するものを課することとされるものに限られる。

##### 5) 構成会社等の範囲

構成会社等（下記(2)参照）は、次に掲げるものとされる。

①	上記 3)の①に掲げる企業グループ等に属する会社等（政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く）
②	①に掲げる会社等の恒久的施設等
③	上記 3)の②に掲げる会社等（政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く）
④	③に掲げる会社等の恒久的施設等

##### 6) 対象会計年度

対象会計年度は、多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結財務諸表等の作成に係る期間とされる。

## 7) 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）に 100分の 90.7 の税率を乗じて計算した金額とされる。

## 8) 申告及び納付等

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月（一定の場合には、1 年 6 月）以内に行うものとされる。

ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しないこととされる。

なお、電子申告の特例等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられる。

## 9) その他

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられる。

## (2) 国際最低課税額（課税標準）

国際最低課税額（下記 3)参照）は、構成会社等である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額（下記 1)参照）のうち、次に掲げる会社等に配賦される会社等別国際最低課税額（下記 2)参照）に対して内国法人の所有持分等を勘案して計算した帰属割合を乗じて計算した金額の合計額とされる。

①	その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等（わが国を所在地国とするものを除く）
②	その特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等※（わが国を所在地国とするものを除く）

※ 「共同支配会社等」とは、次に掲げるものをいう。

- (i) 最終親会社等の連結財務諸表等において持分法が適用される会社等で、その最終親会社等が直接又は間接に有する所有持分の割合が 50%以上であるもの（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等その他の一定の会社等を除く）
- (ii) (i)に掲げる会社等の連結財務諸表等にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等（政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く）
- (iii) (i)又は(ii)に掲げる会社等の恒久的施設等

## 1) グループ国際最低課税額の計算

グループ国際最低課税額は、「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」と「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」とを合計した金額とされる。

このうち、「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額とされる。

区分	金額
① 構成会社等の所在地国における国別実効税率（※1）が 15%（基準税率）を下回り、かつ、その所在地国に係る国別グループ純所得の金額（※2）がある場合	$A + B + C - D$ （マイナスの場合は零） （注） A・・・その所在地国に係る当期国別国際最低課税額（※3） B・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額（※4） C・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額（※5） D・・・その所在地国に係る自国内国際最低課税額に係る税（※6）の額
② 構成会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、その所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合	$A + B - C$ （マイナスの場合は零） （注） A・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額 B・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額 C・・・その所在地国に係る自国内国際最低課税額に係る税の額
③ 構成会社等の所在地国に係る国別グループ純所得の金額がない場合	<b>【原則】</b> $A + B - D$ （マイナスの場合は零） <b>【例外】</b> 国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が特定国別調整後対象租税額を超える場合 $A + B + C - D$ （マイナスの場合は零）

	<p>(注) A・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額  B・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額  C・・・国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額からその所在地国に係る特定国別調整後対象租税額 ((A)に掲げる金額から(B)に掲げる金額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額をいう) を控除した残額  (A) その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算損失金額の合計額  (B) その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額  D・・・その所在地国に係る自国内国際最低課税額に係る税の額</p>
--	--

- ※1 「国別実効税率」とは、国別調整後対象租税額（その構成会社等の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税額（下記 5)参照）の合計額をいう）が、国別グループ純所得の金額のうち占める割合をいう。
- ※2 その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算所得金額（個別計算所得等（下記 4)参照）の金額が零を超える場合におけるその零を超える額をいう）の合計額からその所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算損失金額（個別計算所得等の金額が零又は零を下回る場合のその零又はその零を下回る額をいう）の合計額を控除した残額をいう。
- ※3 (i)に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した残額に、基準税率からその所在地国における国別実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう。
- (i) 国別グループ純所得の金額
- (ii) 次に掲げる金額の合計額（実質ベースの所得除外額）
- ✓ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る給与その他の一定の費用の額の 5%（経過措置あり）に相当する金額
  - ✓ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の有形固定資産その他の一定の資産の額の 5%（経過措置あり）に相当する金額
- ※4 その対象会計年度前に開始した各対象会計年度（以下「過去対象会計年度」）における当期国別国際最低課税額につき再計算を行うことが求められる場合において、当初の当期国別国際最低課税額がその過去対象会計年度終了の日後に生じた一定の事情を勘案して再計算を行った当期国別国際最低課税額に満たないときのその満たない金額をいう。
- ※5 課税分配法（国別実効税率の計算において、特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等の所得について、その所得が分配されたときに、その各種投資会社等の持分を有する構成会社等の所得として計算する方法をいう）を適用した構成会社等（各種投資会社等に該当するものに限る）について、個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかった部分の金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。
- ※6 わが国以外の国又は地域の租税に関する法令において、その国又は地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される税（その国又は地域における国別実効税率に相当する割合が基準税率に満たない場合のその満たない部分の割合その他の事情を勘案して計算される金額を課税標準とするものに限る）又はこれに相当する税をいう。

なお、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」の計算については、基本的に「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」の計算と同様とされる。

## 2) 会社等別国際最低課税額の計算

会社等別国際最低課税額は、「グループ国際最低課税額」のうち、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（わが国を所在地国とするものを除く）の所在地国に係る上記 1)の①から③までに定める金額に、その構成会社等の個別計算所得金額がその所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額のうち占める割合等乗じて計算した金額とされる。

なお、共同支配会社等（わが国を所在地国とするものを除く）に係る会社等別国際最低課税額の計算についても、基本的に構成会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算と同様とされる。

## 3) 国際最低課税額の計算

国際最低課税額は、内国法人が所有持分を有する次に掲げる構成会社等（恒久的施設等を除く。3)において同じ）の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額を合計した金額とされる。



区分	金額
① その内国法人※1がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等(②に掲げるものを除く)	$A \times B$ (注) A・・・その構成会社等のその対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額 B・・・帰属割合(その内国法人の所有持分等を勘案して計算した割合をいう)
② その内国法人※1がその所有持分を他の構成会社等を通じて間接に有する構成会社等※2	$A \times B - C$ (マイナスの場合は零) (注) A・・・その構成会社等のその対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額 B・・・帰属割合 C・・・A×Bのうち当該他の構成会社等に帰せられる部分の金額として計算した金額

※1 その構成会社等の最終親会社等、中間親会社等(その構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における中間親会社等その他の一定の要件を満たす中間親会社等を除く。※2において同じ)又は被部分保有親会社等※3(その構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等がその被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合におけるその被部分保有親会社等を除く。※2において同じ)に限るものとし、その所在地国がわが国でないものを除く。

※2 当該他の構成会社等(その構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に該当するものに限る)がその構成会社等のその対象会計年度に係る国際最低課税額等(その対象会計年度に係る国際最低課税額及び外国におけるこれに相当するものをいう)を有する場合におけるその構成会社等に限る。

※3 「被部分保有親会社等」とは、次に掲げる要件の全てを満たす一定の構成会社等をいう。

- (i) 特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対する所有持分を直接又は間接に有すること
- (ii) その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等以外の者が直接又は間接に有するその構成会社等に対する一定の所有持分の割合が20%を超えること

なお、内国法人が所有持分を有する共同支配会社等に係る国際最低課税額の計算については、基本的に内国法人が所有持分を有する構成会社等に係る国際最低課税額の計算と同様とされる。

#### 4) 個別計算所得等の金額の計算

個別計算所得等の金額は、当期純損益金額(最終親会社等の連結財務諸表等の作成の基礎となる構成会社等の純損益をいう)につき、次に掲げる調整等を行って計算した金額とされる。

- 構成会社等の恒久的施設等がある場合において、その恒久的施設等に係る個別財務諸表があるときは、その個別財務諸表に基づいて、当該純損益金額のうち恒久的施設等に帰せられる金額を計算する
- 構成会社等の恒久的施設等がある場合において、その恒久的施設等に係る個別財務諸表がないときは、その恒久的施設等が独立した会社等であるものとして、当期純損益金額のうち恒久的施設等に帰せられる金額を計算する
- 当期純損益金額のうちに含まれる次に掲げる金額等を除外する
  - 構成会社等が1年以上保有している所有持分又は一定の保有割合を有する所有持分に係る受取配当等の金額
  - 国際海運所得等の金額

なお、共同支配会社等に係る個別計算所得等の金額の計算については、基本的に構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算と同様とされる。

#### 5) 調整後対象租税額の計算

調整後対象租税額は、国別実効税率を計算するための基準とすべき税の額として構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益額に係る対象租税(構成会社等又は共同支配会社等の所得に対する法人税その他の一定の税をいう)の額及び税効果会計の適用により計上される対象租税の調整額につき、次に掲げる調整等を行って計算した金額とされる。

- 個別計算所得等の金額の計算上、恒久的施設等に帰せられる当期純損益金額がある場合には、その当期純損益金額に対応する対象租税の額についても、恒久的施設等に帰せられる金額を計算する
- 外国子会社合算税制又は外国におけるこれに相当する税制により構成会社等又は共同支配会社等の所得相当額に対して課された税額について、一定の方法によりその構成会社等又は共同支配会社等に配分を行う

### (3) 適用免除基準等

#### 1) 適用免除基準

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（各種投資会社等を除く。1)において同じ）が各対象会計年度において次に掲げる要件の全てを満たす場合には、その構成会社等の所在地国における当期国別国際最低課税額は、ないものとされる。

①	その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその対象会計年度の直前の2対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として計算した金額が1,000万ユーロ相当額に満たないこと
②	その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその対象会計年度の直前の2対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として計算した金額が100万ユーロ相当額に満たないこと

なお、共同支配会社等に係る適用免除基準についても、基本的に構成会社等に係る適用免除基準と同様とされる。

#### 2) 経過的な適用免除基準

一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準が措置されるほか、所要の措置が講じられる。

#### 3) その他

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税は、青色申告制度の対象外とされる。ただし、更正の理由付記の対象とされ、推計課税の対象外とされる。

### (4) 特定基準法人税額に対する地方法人税（国税）（仮称）の創設

#### 1) 課税の対象

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、特定基準法人税額に対する地方法人税を課することとされる。

#### 2) 税額の計算

- 特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額（課税標準）に907分の93の税率を乗じて計算した金額とされる
- 特定基準法人税額は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額とされる（附帯税の額を除く）

#### 3) 申告及び納付等

特定基準法人税額に対する地方法人税の申告及び納付は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされる。

なお、電子申告の特例等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられる。

#### 4) その他

質問検査、罰則等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられる。

### (5) 情報申告制度の創設

#### 1) 概要

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、次に掲げる事項その他必要な事項及び上記(3)の1)の適用を受けようとする旨等（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされる。

- 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称
- その構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率
- その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額

#### 2) 提供義務の免除

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の税務当局がその特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供をわが国に対して行うことができると認められるときは、その特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者である内国法人の提供義務を免除することとされる。

ただし、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務が免除される内国法人は、その特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に関する情報（最終親会社等届出事項）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされる。

### 3) その他

特定多国籍企業グループ等報告事項等の不提供及び虚偽報告に対する罰則が設けられる。

## (6) 適用関係

### 1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（上記(1)）

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。

### 2) 特定基準法人税額に対する地方法人税（上記(4)）

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する課税対象会計年度から適用される。

### 3) 情報申告制度（上記(5)）

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用される。

## 2. 外国子会社合算税制等の見直し

### (1) 概要

グローバル・ミニマム課税への対応に伴い導入される各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）による企業の追加的な事務負担の軽減を図るため、内国法人に係る外国子会社合算税制について、次の見直しが行われるほか、所要の措置が講じられる。また、居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置が講じられる。

項目	改正案
<b>特定外国関係会社に対する会社単位の合算課税適用判定に係る租税負担割合</b>	特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上（現行：30%以上）である場合には、会社単位の合算課税の適用が免除される
<b>申告書添付要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から、次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類を保存するものとされる               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社</li> <li>➢ 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社</li> </ul> </li> <li>■ 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類（株主等に関する事項を記載するものに限る）の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとされる</li> </ul>

### (2) 適用関係

上記の改正は、内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。



## 令和5年度税制改正トピックス

令和5年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

[www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

### 過去のニューズレター

過去に発行されたニューズレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

### お問い合わせ

#### デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイト ネットワーク」) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001